

○京丹後市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成16年4月1日

教育委員会規則第35号

改正 平成23年11月30日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市スポーツ推進審議会条例(平成16年京丹後市条例第46号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 会長は、やむを得ない場合を除き、会議の3日前までに議案を添えて会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(委員以外の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議録の作成)

第4条 会議録は、会議ごとに次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(答申書)

第5条 会長は、議決事項について速やかに文書をもって教育委員会に答申するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。